

生 第 810 号
令和 7 年 3 月 17 日

浄 化 槽 清 掃 業 許 可 証

複 写

男鹿市船越字内子 294 番地
男鹿清掃興業 株式会社
代表取締役 靱 山 祐 也 様

男鹿市長 菅 原 広 二



令和 7 年 2 月 4 日付で申請のあった浄化槽清掃業について、男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第 33 条の規定により、次の条件を付して許可する。

1. 業を行う区域

男鹿市全域

2. 許 可 期 間

令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

3. 許 可 条 件

浄化槽法第 36 条第 1 項第 1 号の規定を遵守すること。
(浄化槽法施行規則第 11 条)

※ 浄化槽法第 10 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽の点検及び清掃を行ったときは、その記録を 2 部作成し、1 部を当該浄化槽の管理者に交付し、1 部を 3 年間保有すること。